

四万十町

災害時医療救護計画



山・川・海 自然が 人が 元気で 四万十町

2014年12月

目次

項

第1 総則

1 計画の目的	1
2 関係機関との連携	2
3 医療救護活動の期間	2
4 計画の見直し	2
5 計画の実効性	2

第2 計画の基本的な考え方

1 医療救護活動の開始	3
2 医療救護活動の実施	3
3 情報の収集・伝達と情報共有	4
4 医療救護の対象者	4
5 事前の対策	4

第3 計画の内容

1 医療救護施設	5
2 一般の医療機関	9
3 避難所等での医療救護活動	9
4 救護体制等の報告	10
5 搬送体制	10
6 遺体の取扱い	12
7 在宅要医療者	12

■連絡先一覧表

第1 総則

1 計画の目的

(1) 計画策定の目的

予想される南海トラフ地震(以下「地震」という。)の災害から町民の生命と健康を守るため、高知県災害時医療救護計画に基づき、四万十町災害時医療救護計画(以下「計画」という。)を策定し、四万十町(以下「町」という。)における地震発生時の医療救護体制の確立と医療救護活動の内容を明らかにする。

(2) 計画の位置づけ

計画は、四万十町地域防災計画(以下「町地域防災計画」という。)における応急対策のうち医療救護に関する計画として、また、四万十町災害時保健活動マニュアルにおける医療救護活動※1に関する計画として位置づける。

(3) 計画の準用

局地的な風水害、土砂災害、大規模な事故など局地災害※2の場合でも、被災地域での医療救護活動の体制は、地震を想定した体制と基本的に同様であり、本計画を準用する。

(用語解説)-----

※1 医療救護活動

被災者に対する医療活動で、災害現場や医療救護のための病院、診療所等で実施される。また、避難所での医療活動や巡回診療、医療活動に付随して必要な医薬品の供給輸送なども医療救護活動の一つである。

※2 局地災害

原則として重症患者が10名以上発生または発生することが予測され、かつ、地域の通常の救急医療体制では対応が困難な、風水害による土砂災害、化学・生物・放射性物質・核・爆発物によって発生した災害、大規模事故等を指す。

2 関係機関との連携

町は、地震発生後の町民の生命と健康を守るため、計画の策定にあたっては、現行の救急医療体制を活用し、地域の医師会や医療機関等の全面的な協力を得るとともに、あらかじめ医療救護施設※3として医療救護所※4及び救護病院※5を指定する。また、町は、県（須崎福祉保健所等）、警察、消防機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体、医療機関や自主防災組織等との連携に努めるとともに、平時からの連絡調整のために四万十町災害医療実務担当者ネットワーク会議を設置する。

3 医療救護活動の期間

計画は、災害急性期とその後の被災地域における医療の提供が通常の医療提供体制に引き継がれるまでの期間において、町が実施する応急的な医療救護活動について定めるものとする。

4 計画の見直し

計画は、地震の被害想定等の見直し、災害時の情報通信や緊急輸送体制等の整備状況に応じて、その都度改定を行う。また、高知県災害時医療救護計画や町地域防災計画の見直し、災害時の保健活動や避難所※6運営等に関する他の計画等に見直しがあった場合にも、それに応じて見直しを行う。

5 計画の実効性

町は、医療救護に関する実動訓練や机上訓練等を継続的に実施し、計画の実効性を追求する。

（用語解説）-----

※3 医療救護施設

災害時の医療救護活動を行う医療機関で、町が指定する「医療救護所」と「救護病院」、県が指定する「災害拠点病院」をいう。

※4 医療救護所

町が指定するもので、被災者を初めに受け入れる医療救護施設をいう。避難所となる公民館や学校、体育館などに設置される場合（この場合、医療スタッフは町があらかじめ医師会等と協議し決定）と病院・診療所を指定する場合とがある。傷病者の収容（入院治療等）は基本的に行わず、中等症者、重症者を応急処置のうえ後方病院に送ることとなる。また、医療救護チームが派遣される場合がある。

※5 救護病院

町が指定する医療救護施設を指す。医療救護所から搬送される中等症、重症の患者や自力で来院する傷病者の治療にあたりるとともに、対応できない傷病者を災害拠点病院等の後方病院に送る。

※6 避難所

災害時に生活基盤を喪失した方や帰宅が困難となった住民が一時的に生活する場所を指す。

第2 計画の基本的な考え方

1 医療救護活動の開始

町長は、地震が発生した場合は、四万十町災害対策本部（以下「町災対本部」という。）を設置し、厚生部町民福祉班（以下「町医療救護班」という。）を設ける。四万十町災害対策本部長（以下「町災対本部長」という。）は、医療救護活動の開始を指示し、電話、防災行政無線※7、音声告知放送（防災スピーカー）、ケーブルテレビ等の通信手段を用いて状況把握を行い、関係機関との連絡に努める。なお、職員は安全確保を最優先し、医療救護活動に着手することとする。

2 医療救護活動の実施

医療救護活動は、地域の医師会や医療機関及び自主防災組織等の協力を得て、高知県災害時医療救護計画の広域計画との連携に配慮して実施する。

（1）医療救護施設における医療救護活動

医療救護施設における医療救護活動は、原則として各医療救護施設の管理者の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、町災対本部長の指示により行うこととする。なお、医療救護施設において、緊急に歯科治療が必要な医療救護対象者※8が生じた場合には、町災対本部にその措置を要請する。

（2）避難所における医療救護活動

町災対本部長は、避難所の医療及び保健ニーズを早急に調査し、ニーズに応じた医療救護活動を開始するとともに、県災害医療対策高幡支部（以下「高幡支部」という）に必要な支援要請を行う。避難所のニーズ調査が困難な場合には、高幡支部等に調査を依頼し、高幡支部等が参集する医療救護チーム※9等の協力を得て調査を実施する。

また、福祉避難所※10において、医療救護の支援が必要な場合にも、高幡支部に医療救護チームの派遣を要請する。

（用語解説）

※7 防災行政無線

災害時における通信を確保するために、県庁や各市町村役場、県出先機関及び災害拠点病院等に整備された専用の無線通信システムで、公衆通信網の途絶や、停電の場合にも使用可能なように整備されている。音声通話の他ファックス回線としても使用する。

※8 緊急に歯科治療が必要な医療救護対象者

口腔外科での手術等が必要な者という意味で、口腔外科のある高知医大か医療センターへ搬送するしかない場合のこと。搬送手段等の対策を講じるための措置を災対本部に要請する。

※9 医療救護チーム

災害時に県の要請等に基づいて医療救護活動を行う医療チームをいう。DMATのほか日赤救護班、（日本赤十字社）、JMAT（日本医師会）などのほか歯科医師や薬剤師で編成するチームを含むが、医療ボランティアは含まない。

※10 福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

3 情報の収集・伝達と情報共有

町災対本部長は、医療救護体制を迅速に確立するため、町内及び近隣の医療機関の被害状況や診療の可否等についての情報を早急に把握する。収集した医療情報（活動状況を含む。）については、整理したうえで、高幡支部に情報伝達するとともに、関係機関や開設した医療救護施設との間の情報共有に努める。

4 医療救護の対象者

(1) 医療救護対象者

医療救護対象者は、次のとおりとする。ただし、軽微な傷病で家庭救護で対応できる程度の者は除く。

- ア 直接災害による負傷者
- イ 人工呼吸器使用患者、在宅酸素療法患者、人工透析患者等、治療の中断が致命的となる患者（在宅要医療者）
- ウ 日常的に発生する救急患者（出産を含む）
- エ 災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

(2) 医療救護対象者の区分

医療救護対象者を以下のとおり区分する。

- ア 重症患者：生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
- イ 中等症患者：多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者
- ウ 軽症患者：上記以外の者で、入院治療は必要としないが、医師の治療を必要とする者

5 事前の対策

町長は、地震発生後に医療救護活動を円滑に実施するため、以下の事項についてあらかじめ検討し、対策を講ずることとする。

- ア 地震発生後に町災対本部と連絡を取ることでできない医療救護活動要員の行動に関すること
- イ 医療救護所及び救護病院の指定に関すること
- ウ 指定していない医療機関等の医療救護活動への協力に関すること
- エ 医療救護所への医療救護チーム（医師、看護師、薬剤師、補助者）の配置及び管理者（医師）の指名に関すること
- オ 医療救護活動アドバイザー（P9 参照）の設置に関すること
- カ 医療救護所の設備の整備及び点検に関すること
- キ 救護病院の医薬品、給食、給水等の計画的措置に関すること
- ク 医薬品等の確保に関すること
- ケ 医療機関の被害状況や診療の可否等の情報及び避難所における医療及び保健ニーズの早急な把握方法に関すること
- コ 搬送区分（P10 参照）に応じた患者搬送体制の整備（車両、搬送要員、機材、ヘリポート等の確保等）に関すること
- サ 緊急通行車両の事前届出に関すること
- シ 遺体対応（安置場所の決定、搬送手段の確保等）に関すること

第3 計画の内容

計画の内容の概要について、以下に示す。具体的な手順や様式等については、高知県災害時医療救護計画のマニュアルや様式のうち町の活動に必要なもの等について、別途町のマニュアルとして整備しておくこととする。

1 医療救護施設

町長は、地震の被害想定に基づいて、医療救護所及び救護病院を次のとおり指定する。

(1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等の後方支援病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急処置等を優先的に行う。なお、医療救護所自体での医療救護対象者の入院治療は行わない。

ア 設置及び組織

(ア) 名称及び設置場所

医療救護所を次に掲げる場所に設置する。なお、必要に応じて医療救護チームを派遣し、仮設医療救護所を設置する。

医療救護所の名称	設置場所(所在地)
四万十町農村環境改善センター※	四万十町榊山町 3-7
四万十町国民健康保険大正診療所	四万十町大正 459-1
四万十町国民健康保険十和診療所	四万十町昭和 468

※改善センターは耐震改修工事のため、平成 27 年 4 月 1 日より変更予定。

(イ) 運営責任者と管理者

医療救護所の運営責任者は町医療救護班員、管理者は医師とする。医師の到着が遅れる場合には、医師の到着までの間、町災対本部長の指示を受けて、参集者の中から管理者を選定し、看護師、救急救命士、保健師等で活動を行う。なお、複数の医療救護チームを配置した場合は、あらかじめ定めた管理者(医師)の優先順位に基づき管理者を指名する。

(ウ) 医療救護体制

医療救護所の医療救護体制は、原則として医師1名、看護師3名、薬剤師1名、補助者3名で構成する医療救護チームを単位とし、交替制を考慮して予備医療救護チームを編成する。

イ 担当業務

- (ア) トリアージ※11(重症患者、中等症患者、軽症患者の治療優先順位の振り分け)
- (イ) 重症患者及び中等症患者の応急処置並びに軽症患者に対する処置
- (ウ) 救護病院等の後方支援病院への患者搬送の要請
- (エ) 医療救護活動の記録(傷病者情報を含む医療救護活動状況等)
- (オ) 遺体搬送の手配
- (カ) その他必要な事項

(用語解説)-----

※11 トリアージ

災害時に多くの患者が発生したとき、その中から早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を行うことで、より多くの人命を救うために実施する判定を指す。

ウ 運営

(ア) 開設

地震が発生した場合、町災対本部長は、医療救護所開設予定場所の点検を行い、開設の可否を判断する。開設が可能な場合は準備を進め、速やかに開設する。開設が不可能と判断した場合は、あらかじめ検討した別の候補地を速やかに選定して開設準備を行う。

(イ) 参集

町医療救護班員及び医療救護所を担当する医療救護チーム員は、町災対本部長の指示（ただし、震度5強以上又は1分以上の長い揺れの地震発生後は、町災対本部長の指示の有無にかかわらず）により速やかに所定の医療救護所に参集し、医療救護活動を開始することとする。

(ウ) 開設の報告

医療救護所を開設した時は、医療救護所の運営責任者等は、その旨及び医療救護所の状況を町災対本部に報告する。

(エ) 医療救護活動体制

医療救護所における医療救護チームの活動体制は、24時間体制とし、原則として2交替制をとることとする。また、町災対本部長は必要に応じて、外部から医療救護チーム等の支援を要請する。

(オ) 運営と医療救護活動

医療救護所の運営は、運営責任者の指示のもと、町医療救護班員が行う。また、医療救護活動の指揮は管理者（医師）が統括して行い、外部の医療救護チーム等の活動も指揮することとする。

(カ) その他

医療救護所の運営責任者等は、被災等により、その機能に支障を生じたと認める場合は、町災対本部に必要な措置を要請する。また、医療救護チーム等の給食・給水等については、町災対本部が避難所に係る措置と併せて行う。

エ 施設整備

医療救護所の施設整備は、概ね次のとおりとする。

テント、簡易ベッド、医療機材・医薬品等、滅菌水、担架、毛布、発電機、投光機、机・椅子、ホワイトボード、通信機、トリアージタッグ、ロープ、ブルーシート、電源コード、地図、文具等消耗品など

(2) 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。中等症患者については、重症患者の収容スペースを確保するため、可能な限り他の収容可能な病院等への転院に努める。

ア 設置及び組織

(ア) 名称及び設置場所

救護病院として、次に掲げる病院を指定する。

救護病院名	所在地
くぼかわ病院	四万十町見付 902-1
大西病院	四万十町古市町 6-12

(イ) 組織

救護病院の組織は、当該病院の組織をもってあてる。なお、町長は、救護病院の医療スタッフについて、当該病院管理者とあらかじめ協議することとする。

イ 担当業務

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容

(ウ) 災害拠点病院への患者搬送の要請

(エ) 医療救護活動の記録

(オ) 遺体搬送の手配(搬送及び遺体安置所への収容は、関係機関・団体等の協力を得て町災対本部が行う。)

(カ) その他必要な事項

ウ 運営

(ア) 「こうち医療ネット※12」への入力等

救護病院の管理者は、地震発生後直ちに院内状況を調査し、施設設備の被害状況等を速やかに「こうち医療ネット」へ入力するとともに、町災対本部に報告する。また、地震発生後72時間までの間、「こうち医療ネット」で院内状況の更新入力については、概ね1時間ごとに更新するよう努めることとする。

なお、被災等により、「こうち医療ネット」への入力ができない場合は、院内状況等を防災行政無線又は衛星携帯電話(ファックスが使用できるときはファックスで行う。)で高幡支部に報告する。

(用語解説)-----

※12 こうち医療ネット(高知県救急医療・広域災害情報システム)

県内の医療機関、薬局、消防機関及び行政機関をインターネットで結び、各機関からの情報発信や閲覧により情報共有が可能となるシステムである。また、国の広域災害・救急医療情報システム(E M I S)との連動により、全国への情報発信も可能である。

(イ) 医療救護活動の開始と報告

救護病院の医療救護活動は、町災対本部の指示によって開始するが、救護病院の管理者が当該病院周辺の被害状況等から医療救護活動を開始する必要があると判断した場合には、指示がなくとも医療救護活動を開始する。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を町災対本部に報告する。

なお、救護病院の管理者は、被災等により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、町災対本部に必要な措置を要請する。

(ウ) 医療救護活動体制

救護病院は、医療救護活動を優先し、24 時間の診療体制とする。

(エ) その他

救護病院の管理者及び医療チームは、DMAT※13 病院支援指揮所が救護病院内に設置された場合、また外部からの医療救護チームを受け入れた場合には、その活動に協力する。

エ 施設整備

救護病院の施設設備は、当該病院の施設設備を使用するものとする。医薬品、給食、給水等については、当該病院の所有する物資をあてるが、町が備蓄する物資の提供を優先的に受けることとする。

オ 事前の対策(救護病院)

救護病院の管理者は、あらかじめ以下の事前対策を行うよう努めるものとする。

(ア) 医療救護活動に関する計画の作成

救護病院の管理者は、あらかじめ職員の集合方法、役割、ローテーション、施設が被災した場合の入院患者等の受入先の確保など、地震発生時における医療救護活動に関する計画を作成する。

(イ) 施設設備の耐震化等

救護病院の管理者は、施設設備の耐震化やライフラインの確保に努める。

(用語解説)-----

※13DMAT

DMAT (ディーマット) とは、災害時に被災地域へ迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門トレーニングを受けた医療チーム (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) を指す。

2 一般の医療機関

医療救護施設に指定されていない一般の医療機関も、被害状況や診療の可否等について、できるだけ速やかに町災対本部に連絡するよう努める。また、自院や地域の被害状況によって傷病者の受入を行うとともに、場所や設備資機材に余裕がある場合には、被災した病院等からの一時受入要請に協力することとする。

3 避難所等での医療救護活動

(1) 派遣調整

避難所等(福祉避難所を含む。)での医療救護活動※14は、外部からの医療救護チームの支援を得て実施されるが、外部からのDMAT以外の医療救護チームの派遣については、町災対本部からの要請を受けて高幡支部(災害医療コーディネータ)が調整し、避難所等へ派遣する。

(2) 医療救護活動アドバイザー

外部からの医療救護チームによる医療救護活動を総合調整するため、町災対本部長は、必要と判断した場合には、町内の医師のうちから、適任者を医療救護活動アドバイザーとして指名することができる。

(3) ミーティングの開催

避難所等での活動では、医療を含む多数多職種の活動が行われるため、それぞれの活動拠点となる場所で、関係者によるミーティング等を実施し、その日の活動報告や評価、活動方針等について意見交換や調整を行う。

(4) 「災害時医療カルテ」・「お薬手帳」

避難所等での巡回診療等で医療救護チームが治療や投薬を行った場合には、医療救護チームはその結果を記録するとともに、患者自身に治療記録を所持させ、事後の治療に役立たせるために、「災害時医療カルテ※15」もしくは「お薬手帳※16」に治療結果等を記載する。

(用語解説)-----

※14 避難所等での医療救護活動

避難所等での医療救護活動は、原則として避難所の設置・運営の主体である町が県の支援等を受けて実施するものであり、避難・復旧活動等による外傷、慢性疾患及び感染症等への対応が主となる。また、保健活動と連携した避難者の健康維持も重要となる。

※15 災害時医療カルテ

避難所等で診療する際に使用するカルテのことで、患者本人に携行させることで診療履歴を患者本人が管理することができる。また、避難所を訪れるチームが変わったりしても、患者本人が別の避難所等に移動しても、携行している災害時医療カルテで診療履歴を把握することができる。

※16 お薬手帳

調剤薬局や医療機関で調剤された薬の名前や飲む量、アレルギー歴などの記録をつける手帳を指す。かかりつけ薬局のほか薬剤師会事務局等で入手できる。平時からこの手帳の活用及び避難時の携帯を普及させることが災害時の医療救護のうえで大きな効果を発揮する。

(5) 地域医療の復旧・復興

被害が甚大な場合には、地域医療についても外部からの医療救護チームの支援に頼らざるを得ないことが想定される。しかし、可能な限り早期に地域の医療機関による保険診療の体制に戻るよう、町災対本部長は、医療救護チームの計画的撤退を含む地域医療の復旧・復興に努める。

4 救護体制等の報告

町災対本部長は、医療救護施設の救護体制の状況や避難所等を含む医療救護活動状況等について、高幡支部を経由し、高知県災害医療対策本部に報告する。

5 搬送体制

傷病者の搬送は、搬送区分に応じて町地域防災計画に定める輸送計画に沿って実施する。

(1) 搬送区分

- ア 負傷者を被災場所から町内の医療救護施設へ搬送する場合
- イ 重症患者及び中等症患者を町内の医療救護施設間で搬送する場合
- ウ 町内の重症患者及び中等症患者を他の市町村に所在する救護病院又は災害拠点病院、広域災害拠点病院へ搬送する場合
- エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、町内の医療救護施設から最寄りのヘリポートまで搬送する場合
- オ 医療救護施設の遺体を遺体安置所※17へ搬送する場合
- カ 医療救護施設での治療後、自力で避難所等への移動ができない負傷者を搬送する場合

(2) 搬送方法

傷病者の搬送方法は、被害状況、地理的条件に応じて次の方法を組み合わせ効率的に実施する。

- ア 人力：担架等による人力
- イ 車両：救急車（消防機関）や町が指定した緊急車両等
- ウ 船舶：海上保安庁、自衛隊等の船舶
- エ ヘリコプター：ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊ヘリ等

(用語解説)-----

※17 遺体安置所

町が設置する、遺体を収容し安置するための場所をいう。地震や津波に備えて場所をあらかじめ想定しておく必要がある。なお搬送については、警察、自衛隊、消防機関その他の機関が行うこととなる。

(3) 搬送の実施

災害時の患者搬送を円滑に行うため、必要な車両、搬送要員、機材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織や町の消防機関が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

なお、次の表に搬送区分別の搬送対応、高幡支部管内の災害拠点病院及び広域災害拠点病院、並びに町地域防災計画に定めた臨時ヘリポートを示す。地震発生時には、町災対本部長は安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを、高幡支部を經由して高知県災害医療対策本部に報告する。

搬送区分別の搬送対応

搬送区分	対応
ア 負傷者を被災場所から町内の医療救護施設へ搬送する場合	消防団及び自主防災組織等
イ 重症患者及び中等症患者を町内の医療救護施設間で搬送する場合	消防機関及び搬送要員
ウ 町内の重症患者及び中等症患者を他の市町村に所在する救護病院又は災害拠点病院、広域災害拠点病院へ搬送する場合	消防機関及び搬送要員
エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、町内の医療救護施設から最寄りのヘリポートまで搬送する場合	消防機関及び搬送要員
オ 医療救護施設の遺体を遺体安置所へ搬送する場合	消防団及び搬送要員
カ 医療救護施設での治療後、自力で避難所等への移動ができない負傷者を搬送する場合	搬送要員

高幡支部管内の災害拠点病院及び広域災害拠点病院

災害拠点病院	名称
高幡支部管内の災害拠点病院	須崎くろしお病院、くぼかわ病院
広域災害拠点病院	高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学医学部附属病院

町地域防災計画に定めた臨時ヘリポート「離着陸場」※

施設名	所在地及び位置
窪川運動場ヘリポート	四万十町金上野 938-1
興津ヘリポート	四万十町興津 2135-27
下津井ヘリポート	四万十町下津井 165
浦越ヘリポート	四万十町浦越 108
大井川ヘリポート	四万十町大井川 1451-1

※他に「非常時用」として19カ所のヘリポートが定められている。

6 遺体の取扱い

遺体の取扱いについては、以下のとおり行う。

(1) 仮安置と遺体安置所への搬送

各医療救護施設内の設置者は、適当な場所を定め、遺体を仮安置する。また、医療救護施設の管理者は、遺体の存在を所轄警察署に連絡するとともに、町災対本部にその収容を要請し、当該本部が関係機関・団体等の協力を得て、町の定める遺体安置所まで搬送を行う。

(2) 情報の記録等

医療救護施設の管理者は、遺体搬送前にトリアージタグの記載内容を記録簿等に転記し、保存する。また、当該施設から搬送した遺体のリストを作成し、施設内での掲示等、住民からの問合せに対応するとともに、町災対本部に報告する。

(3) 遺体の検案等

遺体の検案等（検視及び身元調査等）は、原則として、町が指定する遺体安置所において死体取扱規則※17（国家公安委員会規則）等に基づく警察の指示により実施する。

7 在宅要医療者

(1) 在宅要医療者の定義

在宅要医療者とは、生命を維持するために薬剤や医療処置を常に必要とする在宅患者であり、以下の場合がある。

ア 人工呼吸器使用患者

イ 在宅酸素療法患者

ウ 人工透析患者

エ 特殊な薬剤使用であって中断によって生命の危険のある患者

（成分栄養剤使用中の炎症性腸疾患患者、利尿剤使用中の拡張性心筋症患者、副腎皮質ステロイド薬を内服している患者、血友病患者、抗パーキンソン薬使用中のパーキンソン病患者、インスリン投与中の糖尿病患者など。）

（用語解説）-----

※17 死体取扱規則

警察官が死体を発見し、または死体がある旨の届出を受けた場合における死因の調査、身元の照会、遺族への引き渡し、市区町村長への報告等その死体の行政上の取扱方法及び手続その他必要な事項を定める国家公安委員会の規則をいう。

(2) 在宅要医療者に対する医療救護活動

ア 安否確認等

地震発生後、町災対本部は、在宅要医療者に対して避難指示を行うとともに、安否確認を行う。また、避難所等で健康状態などの相談支援を行い、状態に応じて福祉避難所に避難させる。

イ 医療機関への受入調整

町災対本部は、継続的な治療が必要な在宅要医療者の医療機関への受け入れについて、町内の医療機関もしくは高幡支部に依頼する。

(3) 医療救護施設及びその他の医療機関の対応

ア 「こうち医療ネット」への入力

当該医療機関は、医療提供の可否を含む情報を「こうち医療ネット」に入力する。被災等により入力できない場合には、可能な手段によって高幡支部に連絡し、代行入力を依頼する。

イ 台帳整備と情報提供

当該医療機関は、平時から自院で診療を行っている在宅要医療者の台帳を整備しておく。地震発生後は、医療依存度の高い在宅要医療者の情報を、必要に応じて町災対本部に提供する。

ウ 患者の受入

当該医療機関は、在宅要医療者の受け入れに努めるとともに、患者が所持している緊急支援手帳※18 やお薬手帳等によって情報を得て、診察治療にあたる。

(用語解説)-----

※18 緊急支援手帳

日常的に医療を継続して受ける必要がある在宅要医療者に、緊急時に備えて所持してもらうように高知県が作成している手帳で、必要な医療処置や透析条件等について記載しているもの。

■連絡先一覧表

名称	住所	電話番号	備考
医療法人川村会 くぼかわ病院	四万十町見付 902-1	0880-22-1111	
医療法人高幡会 大西病院	四万十町古市町 6-12	0880-22-1191	
医療法人裕貴会 田辺医院	四万十町仁井田 770-2	0880-22-8622	
医療法人窪川高橋会 高橋内科呼吸器科	四万十町東大奈路 487-5	0880-22-1414	
医療法人和協会 ファミリークリニック四万十	四万十町北琴平町 2-37	0880-22-1295	
石川ヘルスクリニック	四万十町榊山町 7-23	0880-22-0002	
武田医院	四万十町本町 4-8	0880-22-0031	
土居診療所	四万十町本堂 401-8	0880-24-1234	
四万十町興津診療所	四万十町興津 1567-4	0880-25-0211	
四万十町国民健康保険大正診療所	四万十町大正 459-1	0880-27-0210	
四万十町国民健康保険十和診療所	四万十町昭和 468	0880-28-5523	
小島歯科医院	四万十町琴平町 14-35	0880-22-0056	
どい歯科クリニック	四万十町北琴平町 12-29	0880-22-2303	
こうなん歯科	四万十町榊山町 6-13	0880-22-2272	
矢野歯科診療所	四万十町新開町 4-10	0880-22-0433	
長山歯科診療所	四万十町黒石 564-1	0880-24-0502	
かつみ歯科	四万十町仁井田 1223-1	0880-29-7300	
医療法人善佳会 いわさき歯科	四万十町大正 460-8	0880-27-0441	
土居歯科医院	四万十町昭和 672-3	0880-28-5350	
窪川警察署	四万十町榊山町 4-19	0880-22-0110	
四万十清流消防署	四万十町古市町 5-1	0880-22-0001	
四万十清流消防署西分署	四万十町津賀 177-12	0880-28-5525	
四万十町農村環境改善センター	四万十町榊山町 3-7	0880-22-3711	
四万十町役場	四万十町琴平町 16-17	0880-22-3111	
四万十町大正地域振興局	四万十町大正 380	0880-27-0111	
四万十町十和地域振興局	四万十町十川 145-3	0880-28-5111	
四万十町興津出張所	四万十町興津 1567	0880-25-0001	
須崎福祉保健所	須崎市東古市町 6-26	0889-42-1999	